

令和3年度

軽度生活援助事業

高齢者の日常生活をお手伝いします

◆対象者◆

日常生活の援助が必要な65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方など

◆援助の内容◆

お部屋の整理・整頓、家の周りの清掃、家屋の軽微な修繕など軽易な作業を、月2回（1回3時間まで）又は月3回（1回2時間まで）、シルバー人材センターの援助員がお手伝いします。

*利用料は、1時間当たり310円（生活保護世帯は無料）です。

◆利用手続◆

- ① 登録申請書を、市役所長寿福祉課又は、地域の老人介護支援センター・総合センター・支所・出張所へ提出してください。
- ② 地域包括支援センター又は老人介護支援センターの職員が訪問調査を行います。
- ③ 審査の結果、対象となった方を利用者として登録します。
- ④ 登録の手続きが終了し、利用を希望される場合は、直接、シルバー人材センター（電話：831-9410）に連絡し、利用申込をしてください。
- ⑤ 登録翌年度より、毎年、現況届の提出が必要となります。

◆その他◆

登録後に、施設入所や65歳未満の親族等と同居するに至った方（一人暮らし又は高齢者世帯のみでなくなった方）はご利用できません。その際はすみやかに下記までご連絡ください。

◆連絡・お問い合わせ先◆

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課
（市役所2階22番窓口） Tel 839-2346